

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求者

住所 米原市

氏名 鏑田 喜一

#### 2 請求のあった日

平成31年2月28日

#### 3 請求の要旨

##### (1) 請求の要旨

本件措置請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。(以下、補正後の請求書を原文に基づき掲載する。)

##### 米原市長に関する措置請求の要旨

##### (1) 請求の対象となる執行機関・職員

米原市長

##### (2) 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実

米原市防災情報伝達システム構築事業の契約について

##### (3) 違法または不当とする事実

米原市防災情報伝達システム構築業務の契約を随意契約で行っていることについて

近隣の市町村でも行っていないことを、なぜ米原市が先頭になって、実績が少ない工法を選定したのか。

システム構築という難解な部分であり、こういうことについては外部の有識者（専門家）で構成された、委員会なるものにより、方針を決定し、公募し技術競争や価格競争の中で、もっとも適したものを採用すべきと考える。

- ・この事業は基本計画を平成27年6月に行い（資料①）、その結果 au、ソフトバンク、NTTデータ関西が比較対象となった。
- ・平成27年8月10日に開催された委員会協議会（資料②）で、まるでNTTデータ関西ありきのごとく出席して説明を行っている。
- ・平成28年3月24日に au、ソフトバンクに構築が可能か確認（資料③）している。
- ・平成28年5月にNTTデータ関西との契約締結について議決（資料④）を米原市議会に求めている。

## 問題

- ①議会で議決して始めて、事業の開始とともに、契約先を決定するのは？
- ②随契理由がはっきりしない。
- ③10億円の積算根拠が明確でない。(積算資料を情報公開で求めているが、現在延長されている。資料⑤)
- ④すべて一括発注ではなく、現在の設備撤去、新規設備の整備を分割してでも競争ができたのでは？
- ⑤技術競争、価格競争を行えばもっと品質が高くて、安価なものがあったのでは？

### (4) 市に生じている損害

この委託について随意契約であることから技術競争・価格競争が働いていない分、高価になった。

資料④で添付したエヌ・ティ・ティ・データ関西と米原市との契約書の「米原市防災情報伝達システム構築事業の概要」によると、契約内容は、(1) 詳細設計、(2) システム構築、(3) 機器調達、(4) 設計監理及び試験・調整、(5) 工事を一括して随意契約を行っているが、そのうち、(3) 機器調達、(5) 工事については分離発注でも対応でき、競争入札が行えたのでは。

具体的な市の損害額は10億円の内訳書(設計書・歩掛り)の公表について、公文書公開の決定が延期されて、算出できない。

### (5) 求める必要な措置

怠る事実を改めるために必要な措置(原因の解明、責任の所在)

## (2) 事実を証する書面

本件措置請求書と併せ、請求人から、事実証明書として次の書類の写しが提出された。

- 資料① 米原市防災情報伝達システム基本計画(平成27年6月 米原市策定)
- 資料② 米原市議会委員会協議会(総務教育常任委員会)要約筆記  
平成27年8月10日開催「防災情報伝達システムについて」
- 資料③ 市民部 防災危機管理課文書(平成28年3月25日付け 米防危第167号)  
「携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システム構築の可能性について(照会)」
- 資料④ 米原市議会議案書  
平成28年5月27日提出「議案第72号 製造請負契約の締結について」
- 資料⑤ 情報公開請求 決定期間延長通知書(平成31年2月22日付け 米防危第83号)

## 第2 請求書の受理

本件請求が、法定要件を具備しているかを審査し、平成31年3月18日に請求の受理を決定した。

## 第3 監査の執行

### 1 監査の期間

平成31年3月18日から平成31年4月24日

### 2 監査の対象部署

市民部 防災危機管理課

### 3 監査対象事項

#### (1) 監査対象となる財務会計上の行為

本件措置請求書の内容から、次の委託契約の締結およびそれに伴う委託料の支出を監査対象とする。

ア 契約日 平成28年6月16日

イ 業務名称 米原市防災情報伝達システム構築事業（以下「システム構築事業」という。）

ウ 委託金額 1,058,400,000円

支払年度区分 平成28年度 145,019,160円

平成29年度 913,380,840円

エ 相手方 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（以下「NTTデータ関西」という。）

#### (2) 監査の着眼点

ア 事業の選定経過、発注方法および契約金額等を含めたシステム構築事業の契約締結に、違法性または不当性が認められるか。

イ アの結果を踏まえ、市に損害が生じているか。

ウ アおよびイの結果を踏まえ、措置を勧告する必要があるか。

## 4 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月27日に請求人の陳述を聴取した。概要は次のとおり。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### (1) 請求に至った経緯

ことの発端は、平成30年12月頃に新しい防災システムのスピーカーの性能が悪く聞こえにくいという評判を聞いたことである。所管課に問い合わせたところ、約10億円もの契約が随意契約で行われたことを初めて知った。このような契約が、技術競争も価格競争もなく行われたことは考えられない。随意契約の妥当性と契約金額の妥当性について、監査委員に監査していただきたい。

## (2) 業者選定理由および随意契約理由について

情報公開請求を行って調べてみたところ、米原市防災情報伝達システム基本計画（以下「基本計画」という。）が平成27年6月に策定され、平成27年8月にNTTデータ関西が市議会委員会協議会に出席し、システムの説明を行っている。しかし、他の大手携帯通信事業者にシステム構築の可能性について照会を行ったのは平成28年3月であることから、NTTデータ関西ありきで進んでいたと思う。

情報公開請求を行って、随意契約理由書を確認したが、これを見てもなぜ随意契約なのか納得いかなない。文書公開された設計書は通常の委託の設計内容であり、随意契約の要件として「性質または目的が競争入札に適さないもの」が適用されているが、なぜ競争入札に適さないのかが理解できない。また、1者随契の要件として「代替性がない」ことが適用されているが、まずは公募で参加企業を募って確認すべきで、その上で1者であれば理解できる。しかし、市は、NTTデータ関西と話がまとまってから他の2者に照会している。

## (3) 発注方法、設計内容および市に生じた損害について

10億円の事業費の内訳を設計書で確認したが、少なくとも撤去工事については、米原市内の業者に分割発注できたと考えている。また、撤去工事部分については、積算単価を一式単価とし、箇所数を乗じて積算されていたが、集落にある設備と田んぼの中にある設備とで同じ値段は考えられない。地形的に重機で対応するところと、人力で対応できるところとの違いがあるし、設備の基礎も違うはず。設置場所によって基礎の状況も違うと思う。この一式単価の内訳があるはずだが、これを所管課に求めたところないと言われたため、再度、情報公開請求を行っているところである。

文書が公開されないと明確にわからないが、一般的に工事の場合は8割程度で落札されるので、工事費の積上げが約3億程度あったため、その2割程度は安くなったと想定している。

## 5 関係職員等の陳述

平成31年3月27日に市民部防災危機管理課長、同課長補佐および同主幹の陳述を聴取した。概要は次のとおり。なお、各職員は、陳述時の担当者である。

### (1) 請求意見に対する弁明概要

旧防災行政無線はアナログ電波を利用したものであったが、国の方針でアナログ電波の廃止が示されているほか、機器の老朽化に伴って更新の必要性が生じていた。財政的な観点から、緊急防災・減災事業債を活用して事業を進めることを前提とし、その地方債の適用期限が平成28年度までであったことから、平成26年度に基本計画の策定を委託して平成27年度に完了した。その中で、最終的にデジタル同報系防災行政無線、デジタルMCA無線を利用した同報系システム、携帯電話通信網を利用した同報系システムの3つの方式の比較検討を行った結果、携帯電話通信網を利用した同報系システムが望ましいという結果になった。この検討においては、防災危機管理課だけではなく、庁内のワーキングチームにより検討を行った。

この方針決定に伴って、大手携帯通信事業者3者に携帯電話通信網を利用したシステムについて意見照会を行ったところ、ソフトバンクおよびauについては現状ではシステムがな

く、当時対応できるのはNTTデータ関西のみであった。

また、現地での音達調査や詳細設計を行う必要があり、期間内に事業を完了するには、設計施工を一括で発注する必要があると判断し、入札による分割発注を行わず、1者による随意契約を締結した。システム導入は事業者にとっても先進事例になることから、NTTデータ関西と協定書を取り交わし、構築事業の実施においては共同で事業展開を図ることとした。本協定書の中で、市内業者に優先的に業務を発注するよう示している。

## (2) 携帯電話通信網を利用したシステムの優位性と選定経過

これまで各家庭に配布していた戸別受信機は、情報が流れたそのときにその場にはないと伝わらない。しかし、携帯電話通信網を利用したシステムであれば、手元のスマートフォンやタブレットに情報配信して、いつでも確認できること、カスタマイズすればアンケート機能など双方向のデータ通信が可能になる将来性が評価された。導入経費の比較も行っている。また、大手の通信事業者は、災害対策への設備投資が行われて信頼性も増しており、市が独自で対応するよりも早期の復旧が望めるなど、総合的な観点から、携帯電話通信網を利用したシステムがふさわしいと判断された。さらに、このシステムは、文字と音声の両方で情報を伝えることができ、聴覚障がい者への対応が向上するなど、情報伝達の確実性が高まった。

なお、地方債の適用期限が迫っている中で事業を進める必要があったため、外部の有識者による検討会議は採用しなかったが、庁内のワーキングチームを編成して検討を進めた。

## (3) NTTデータ関西との1者随契とした理由と経過

冒頭の弁明で述べたとおり、大手携帯通信事業者等に確認を行った結果、対応できるのはNTTデータ関西のみであった。確認経過がわかる資料として残っているのは平成28年3月の文書での照会であるが、平成27年4月の議会説明までに大手携帯通信事業者等に対して電話による確認作業を行っている。

## (4) 契約金額の妥当性の検証経過

平成27年9月頃から、NTTデータ関西と事業費についての協議を始めている。その中で、当該事業は先進的な取組であり共同して進める部分もあるため、市がすべての事業費を負担するのではなく、事業者側にも負担を求めることとし、協定書にその内容および金額を記載した。

また、設計金額の妥当性については、NTTデータ関西から提出された見積書の内容を公共単価と比較するなど精査したほか、当該システムの先行導入自治体である高知県宿毛市から資料提供を受けて比較検証も行い、適切な見積りであるとの確認を行った。

## (5) 撤去工事を含め業務を一括発注にした理由

工事を進める中で、撤去を先行すると一時的に屋外スピーカーがなくなることになり、緊急的な防災情報などを伝達することができなくなる。撤去して同じ場所に建柱する場所がほとんどであったことから、放送を流すことができない期間を極力短くするため、1者に責任を持たせて工期内に終わらせることが必要であると判断して一括発注とした。

また、協定書において、できる限り市内業者に優先発注することを盛り込んだ。

## 第4 監査の結果

### 1 主文

本件請求を棄却する。

### 2 理由

#### (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

#### ア 地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

#### イ 地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

#### ウ 米原市契約規則

(予定価格の作成および見積書の徴収)

第24条第2項 随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、国または他の地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食品等で見積書を提出させるいとまがないとき、官報その他のものにより価格が確定し見積書を提出させる必要がないとき、または特に市長が認めたときは、この限りでない。また、契約の性質または目的により次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴する者を1人とすることができる。

(1) 略

(2) 契約の目的が代替性のないものであるとき。

(3)～(8) 略

#### (2) 事実関係の確認

監査対象事項について、次のとおり事実関係の確認を行った。

#### ア 携帯電話通信網を利用したシステムを選定した経過

- 平成 26 年 6 月 24 日 防災情報伝達システムの計画策定等を行うため、基本計画策定業務に係る委託契約を株式会社テクノス電子企画と締結
- 平成 26 年 8 月 1 日 基本計画の策定ならびに防災情報伝達システムを構築するために必要な調査および検討を行うため、「米原市防災情報伝達システム基本計画職員ワーキング会議（以下「職員ワーキング」という。）」の設置要領を制定
- 平成 26 年 9 月 1 日 第 1 回職員ワーキング開催  
 ・ 現行のアナログ防災行政無線の現状確認  
 ・ デジタル化を進めた場合の戸別受信機の取扱いについて質疑 など
- 平成 26 年 9 月 26 日 第 2 回職員ワーキング開催  
 ・ デジタル化を進めた場合の概算費用等について確認  
 ・ デジタル化した場合の地域放送の課題協議 など
- 平成 26 年 11 月 6 日 所管課が N T T データ関西から携帯電話通信網を利用した減災コミュニケーションシステムについて提案を受ける。
- 平成 26 年 11 月 28 日 第 3 回職員ワーキング開催  
 ・ 携帯電話通信網を利用したシステムの検討  
 ・ 現行システムとの比較 など
- 平成 27 年 2 月 10 日 第 4 回職員ワーキング開催  
 ・ 職員ワーキングとしての意見の取りまとめ など  
 → 携帯電話網を利用した同報系システムでまとめていくこととして合意される。  
 その結果を基本計画案に反映し、その後、基本計画案に対する各所属長への意見聴取および部長会議等の庁内協議が実施された。
- 平成 27 年 4 月 23 日 米原市議会委員会協議会（総務教育常任委員会）で、基本計画案について説明
- 平成 27 年 4 月 27 日 所管課は、基本計画案のパブリックコメントを実施
- 平成 27 年 6 月 9 日 米原市議会委員会協議会（総務教育常任委員会）で、パブリックコメントの結果を説明
- 平成 27 年 7 月 6 日 市が基本計画を正式策定。同計画 41 ページに、情報伝達方法の比較検討したまとめとして、次のとおり記載されている。「課題を総合的に判断した結果、総合的に利用できる携帯電話通信網を利用した同報系システムと専用タブレット端末を利用することが、本市として最適である。」

#### イ 大手携帯通信事業者に対する意見照会の状況

請求人から提出のあった事実証明書のとおり、平成 28 年 3 月 25 日付け米防危第 167 号の文書により、「携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システム構築の可能性」について、ソフトバンク系のリアライズ・モバイル・コミュニケーションズ株式会社および au 系の K D D I まとめてオフィス関西株式会社に意見照会が行われていた。その結果、リアライズ・モバ

イル・コミュニケーションズ株式会社からは、対応できる範囲が少なく回答を辞退する旨、平成 28 年 4 月 6 日に電子メールが送信されていた。また、KDD I まとめてオフィス関西株式会社からの返答状況が確認できなかったため、当時の担当者から別途聴取したところ、電話で確認し、システムそのものがないため回答を辞退する旨の返答であったとのことであった。

また、所管課の陳述にあった、平成 27 年 4 月の議会説明までに大手携帯通信事業者等に対して電話による確認作業を行ったという点については、その日付や電話対応の内容を確認できる記録は残されていなかった。

#### ウ 契約金額の決定経過および検証状況

システム構築事業は、全国的に事例が少なくモデルケースになりうる事業であることから、平成 27 年 7 月 6 日の部長会議において、国への財政的支援の働きかけと事業者との協力による事業展開を図るよう所管課に指示が行われ、平成 27 年 9 月 1 日に NTT データ関西に対し、システム共同開発に係る協力体制について要望が行われた。所管課は事業者と事業費についての協議を重ね、平成 28 年 3 月 30 日に設計金額の基礎となる見積書の提示を受けている。当該見積書においては、全体事業費が米原市負担分と NTT データ関西負担分に区分して示されている。情報公開で非開示情報として扱われたため具体的な数値の記述は差し控えるが、事業者側が負担することとなった主な経費は次のとおりである。

(ア) 詳細設計（音達調査、一般管理経費の一部）

(イ) 減災システム構築（システム設計、試験、タブレット機能構築経費の一部）

(ウ) 機器調達（タブレット調達経費の一部）

(エ) 施工監理等（施工監理業務、放送装置設置作業、一般管理経費の一部）

(オ) 工事（親局設置、子局設置経費の一部）

そして、所管課は設計を行い、米原市契約規則等に基づく一連の契約手続を経て、1,058,400,000 円で平成 28 年 6 月 16 日に NTT データ関西と契約を締結している。事業者が事業費の一部を負担することについては、契約と同日付けで締結された米原市防災情報伝達システム構築事業協定書（以下「協定書」という。）第 3 条に記載されている。

なお、事業者から提出された詳細見積の妥当性を検証するため、所管課が公共単価との精査や、先行自治体との事業費の比較検証を行った事実は確認をすることができた。

#### エ 発注方法についての協議経過

平成 28 年度当初予算にシステム構築事業費を計上するに当たり、平成 28 年 1 月 19 日に所管課、財政課および管財課と発注方法についての協議が行われた。協議では、米原市制限付一般競争入札試行実施要領第 4 条第 1 項第 7 号において、「建設工事にあつては、対象とする工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」が入札参加資格の要件のひとつと規定されていることから、仮に分割発注を行って、NTT データ関西もしくは関連業者が落札した場合、コンプライアンス上の問題が出てくることが指摘された。また、スピーカーについては既設のアナログ同報系無線を使用しながら、実施設計で現状の設置場所と設置数を見直すこととしていたため、現地調



査を行った業者が施工しないと聞き取りにくい箇所が増える可能性があるほか、スピーカーの箇所ごとに調査と施工を分けることで現場変更が生じた場合に設計費用がかさみ、工期も長くなるなど、構築上の課題も指摘された。その結果、当時は地方債の適用期限が平成28年度末に迫っており、詳細設計と施工を分離発注することは不可能であるとの結論に至った。この判断については、平成28年1月21日に開催されたシステム構築費用の予算計上協議の場において、所管課が報告を行っていた。

なお、協定書第4条で、事業の実施において、事業者は市内業者に優先的な発注を行うことと記載されている。第三者情報に当たるため詳細の記述は差し控えるが、NTTデータ関西は、土木工事と電気設備工事について、市内に事業所を有し、市の入札資格を有する業者を対象に見積入札を行った上、各工事を実施していた。

### (3) 監査委員の判断

#### ア 本件契約を随意契約としたことについて

請求人の主張は、システム構築事業について、契約締結の議決をする前の市議会委員会協議会において、契約の相手方であるNTTデータ関西が説明を行っていることから、NTTデータ関西と契約を締結することを前提にシステム構築事業が進められていた疑いがある。また、システム構築は、性質または目的が競争入札に適さないものとは言えないため、地方自治法および米原市契約規則における随意契約の要件を満たさないというものだと思料される。

このことについて、以下検討および判断する。

本システム構築事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および米原市契約規則第24条第2項第2号の規定を適用し、契約目的が競争入札に適さず、代替性がないものとして、市は1者による特命随意契約を締結している。

昭和62年3月20日の最高裁判所判決（昭和57年(行ツ)第74号）によると、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第1号（現行第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」と判示されている。

これを本件についてみると、市は、導入の可能性がある3つの情報伝達手段について多角的な比較検討を行った上で、市議会委員会協議会での説明およびパブリックコメントを経て、

携帯電話通信網を利用したシステムを導入することについて基本計画で結論付けている。その上で、大手携帯通信事業者が3者存在する中、NTTデータ関西との特命随意契約になったことについては、所管課の各事業者への照会状況の記録保存が十分でなかったことは否めないものの、市が求める仕様のシステムを構築できるのはNTTデータ関西1者のみであることは照会結果からも明白であり、今後の保守点検体制といった点から相手方の資力、信用、技術、経験等その能力に関心を持ち、特定の相手方との間で契約を締結するのが妥当と考えるには十分な理由が認められる。

これらのことから、市が、本件契約が競争入札によることに適しない契約で、代替性がないと判断し、1者による特命随意契約を締結したことについては、前述の最高裁判所の判例と照らして妥当であるとする。したがって、市に裁量権の逸脱や乱用、また、それに至らない不合理な裁量権の行使があったとは認められず、監査対象とした財務会計上の行為に違法性、不当性はない。

#### イ 契約金額の妥当性について

請求人の主張は、随意契約により技術競争および価格競争が働いていない。また、すべてを一括発注したことにより事業費が高額になったというものだと思料される。

このことについて、以下検討および判断する。

市は、基本計画において、導入コストおよび10年間のランニングコストについて比較検証しており、資料によると、デジタル同報系防災行政無線は13.45億円（導入12.35億円／維持1.1億円）、携帯電話通信網を利用したシステムは11.83億円（導入10億円／維持1.83億円）であった。さらに、デジタル同報系防災行政無線は、戸別受信機的全戸設置に11.7億円が別途必要であった。これらのことから、金額的にはより安価な手法が採用されている。

また、本件契約は、システム構築を伴う事業であったため、事業者の見積書をもとにして設計が組まれたが、市は、本事業を事業者との共同事業に位置付けて協定書を締結し、事業者にも応分の負担を求めて事業費の抑制を図った。さらに、所管課の資料保存が十分でなかったことは否めないものの、公共単価との検証や先行導入自治体との比較検証が行われており、一定の説明責任が果たされているものと考えられ、不当性は認められない。

なお、請求人は、少なくとも撤去工事については米原市内の業者に分割発注できたはずであり、一般的な工事が8割程度で落札されることを考慮すると、工事費約3億円の2割程度は安くできたと主張しているが、前述の「(2) 事実関係の確認／エ 発注方法についての協議経過」に記載のとおり、コンプライアンス上の観点、構築における効率性の観点、スケジュール上の観点および防災情報伝達上の配慮から、市が一括発注を行ったことは合理的な判断であったと考える。また、協定書には市内業者への優先的な発注を行うことが盛り込まれ、一括発注ではあるが地元業者への発注についても対応がなされていることから、市の判断に不当性はなく、市に損害が生じたとは認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

## 第5 意見

本件措置請求としては上述の結論に至ったが、監査を行う中で、市の対応が十分でなかった点等が見受けられたため、次のとおり監査委員の意見を述べる。

### 1 適切な記録について

本システム構築事業は、事業費が10億円を超える大型事業であり、市民や各方面の事業者が、契約方法や積算内容に関心をもつことは十分に想定できたことである。この点を考慮し、市が、段階的な協議による組織的な合意形成や事業費の検証等を行ってきたことは確認できたものの、システム構築の可能性に係る通信事業者への照会状況および詳細設計の検証状況について、説明責任を果たす上で肝要と思われる部分の記録が適切に残されていなかった。

このため、請求人が情報公開請求を行っても求めている文書を入手することができず、請求人が抱いていた疑念を深める結果になったと推察される。情報公開は、市民の知る権利を尊重するとともに、市が説明責任を全うするために重要な役割を果たすものであることから、市はこのことを念頭に置いて、適正な文書の作成および保存について再度徹底されたい。

### 2 システムの利用推奨について

今回、請求人が住民監査請求を行うに至ったきっかけは、新しい防災システムのスピーカーの性能が悪く聞こえにくいという評判を聞いたからとのことであった。本システムは、スピーカーによる伝達が従来の戸別受信機に代替されるものではなく、各個人のタブレットやスマートフォンに直接防災情報を届けることで当初議論された防災情報伝達効果を発揮する。

平成31年3月1日現在の米原市人口39,246人のうち、比較的スマートフォンやタブレットの普及率が低いと思われる16歳未満の若年層と75歳以上の後期高齢者を除いた人数は27,647人である。これに対して、防災アプリおよび携帯電話によるシステム利用者の総数は16,803人で、16歳から74歳までの人口の約60.8%となっている。ただし、システム利用者の中には、市外に転出している市内出身者や市外在住の市職員も含まれていることから、実際には市民のシステム利用者は、もう少し低くなることが推察される。

今後、状況に応じて屋外スピーカーの点検調査を行うことはもちろん必要なことであるが、10億円を超える事業費およびその後の維持管理費がより効果的なものとなるよう、所管課はより積極的に制度周知を行い、防災アプリおよび携帯電話によるシステムの利用推奨に努められたい。